

函館市スポーツ振興事業取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、本市のスポーツの振興を図り、もって市民の健康の保持増進に資するため実施する函館市スポーツ振興事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象事業

函館市スポーツ振興事業は、次の各号に掲げるとおりとし、各事業の内容、補助の対象として定める経費等については、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 顕彰事業 | 別紙1のとおり |
| (2) スポーツ・レクリエーション指導者育成事業 | 別紙2のとおり |
| (3) 総合型地域スポーツクラブ育成支援事業 | 別紙3のとおり |
| (4) スポーツ合宿誘致推進事業 | 別紙4のとおり |

3 補助金の交付申請等

補助金は、毎年度予算の範囲内で交付するものとし、交付の申請、決定等については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、この要綱により必要な事項を定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙1 顕彰事業

スポーツまたはレクリエーション（以下「スポーツ等」という。）の振興に当たり、功労顕著であると認められる者に対し、スポーツ賞を贈り、これを顕彰するものとする。受賞候補者の資格等は、以下のとおりとする。

1 受賞候補者の資格

スポーツ賞を受けることができる者は、次の各号の一に該当する者で、本市に居住する個人または本市の主たる活動の場を有する団体で、第三者から推薦のあったものまたは函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認めたものとする。

- (1) 地域または職域スポーツ等の健全な普及発展に特に貢献のあったもの
- (2) 全国的競技大会等において第三位以上の成績を収めたもの（社人（勤労学生を含む。）にあっては、全道的な規模以上の大会（主催団体が、全道的または全国的な規模の団体によるものをいう。）で優勝したもの）
- (3) 全国的な統轄組織または団体から公式の表彰を受けたもの
- (4) 全国的な規模で市民の励みとなるような業績をあげたもの
- (5) その他特に市長が必要と認めるもの

2 受賞候補者の推薦

前項の推薦は、別に定める推薦書により毎年10月15日までに、教育委員会に提出して行うものとする。ただし成績に基づくものは、そのつど、推薦するものとし、団体戦、個人戦等がある種目の場合、団体として推薦されたときは、個人として推薦できない。

3 受賞者の決定

受賞者は、前項の規定により推薦された受賞候補者を教育委員会が函館市スポーツ振興審議会に諮問し、その議に基づき市長が決定する。

ただし、成績に基づく個人または団体の表彰についてはこの限りではなく、函館市スポーツ振興審議会の諮問を経ず決定することができ

る。

4 スポーツ賞の区分等

(1) 功労者の表彰

要件

- ア おおむね10年以上スポーツ等の普及奨励のための事業等を企画実施し、またはその率先指導につとめたもの（公務員で本務としてスポーツ等の指導に当たったものを除く。）
- イ 過去において、市長または教育委員会からスポーツ等に関する表彰を受けていないもの。

(2) 功労団体の表彰

要件

- ア 組織的に社会体育活動を行っているもの
- イ 設立後、おおむね10年以上を経過し、その実績が年々向上し、地域または職域のスポーツの振興に特に貢献していると認められるもの

(3) 成績に基づく個人または団体の表彰

要件

- ア 過去に本スポーツ賞を受賞していないもの（団体を除く。）

(4) 特別表彰

要件

- ア 過去において前号に規定する表彰を受けたことがある個人または団体で、多年にわたって優秀な成績を収めたもの
- イ 過去において特別表彰を受賞していない個人または団体

5 表彰の時期

表彰は、原則として推薦のあった年の翌年の2月に行う。

6 表彰の方法

表彰は、表彰状および記念品を授与してこれを行う。

別紙2 スポーツ・レクリエーション指導者育成事業

スポーツ・レクリエーションの普及拡大を図るうえで欠かせない、有
能な指導者を育成するため、資格の取得に要する経費の一部を補助する
ものとする。補助対象の資格等は、以下のとおりとする。

1 補助対象資格

補助の対象とは、別表に掲げる資格を取得する場合、および教育委員
会の要請に基づき、より高度な技術を習得するための研修会等に参加す
る場合とする。

ただし、資格制度の変更に伴い、旧制度の資格取得者の新制度への移
行による、受講が義務付けられる当該資格を除く。

2 補助を受けることができるもの

市内の在住者であること

- (1) 養成事業（自らの意思に基づき資格を取得した者に対し、経費
の一部を補助する事業をいう。）
- (2) 派遣事業（教育委員会の要請に基づき、資格を取得する者およ
び新しい技術を習得するため研修会等に参加する者に対し、経費
の一部を補助する事業をいう。）

3 補助対象経費

資格の取得等に要する経費のうち、次のものとする。

- (1) 鉄道賃，航空賃，船賃または車賃
- (2) 宿泊料
- (3) 受講料
- (4) 資料代
- (5) 登録料

4 補助対象経費の細則については、次のとおりとする。

- (1) 鉄道賃 --- 事業を履行するため、目的地までの最短経路（一
般常識的な経路）に係わる普通運賃，急行料金，
特急料金を対象とする。
- (2) 航空賃 --- 事業を履行するため、目的地までの最短経路（一

一般常識的な経路)に係わる普通航空運賃を対象とする。

- (3) 船賃 --- 事業を履行するため、目的地までの最短経路(一般常識的な経路)に係わる普通船舶運賃を対象とする。
- (4) 車賃 --- 事業を履行するため、目的地までの最短経路(一般常識的な経路)に係わる公共交通機関(バス等)運賃を対象とする。
- (5) 函館市内から、主要の駅(空港、港等)までの移動経費は、往路・復路ともに対象外とする。
- (6) 往路の場合、上記(1)から(4)の文中の「目的地」とは、講習会等が開催される自治体の主要の駅(空港、港等)とし、それ以降の自治体内の移動経費は対象外とする。
- (7) 復路の場合、上記(1)から(4)の文中の「目的地」とは、函館市の主要の駅(空港、港等)とする。
- (8) 宿泊料について
 - ①宿泊料とは、原則として、宿泊に要する室料(税・サービス料を含む。)とする。
 - ②1泊に係わる上限額を設定し、これを超える分は対象外とする。
 - ③宿泊中の食事代は、対象外とする。ただし、講習会の主催者等があっせんする宿泊所または合宿等により指定された宿泊所に宿泊する場合の食事代については、宿泊料の上限額を超えない範囲内の額について対象とする。
 - ④宿泊料に上限額は、函館市職員等の旅費に関する条例施行規則第10条の別表第2の乙地方・7日目までの期間の8級以下の職務にある者の宿泊料の額とする。

⑤宿泊料と鉄道賃，航空賃，船賃または車賃（以下「交通運賃」という。）を併せたパック旅行商品（朝食付きのものを含む。）については，④の宿泊料の上限額と上記で定める交通運賃の合計額を超えない場合に限り，利用することができるものとし，対象とする。なお，夕食付きのパック旅行商品は，対象外とする。

(9) 受講料について

①受講料とは，事業を履行するために支払いが必要不可欠のものとし，懇親会等これに類するものへの参加料は対象外とする。

(10) 資料代について

①資料代とは，事業を履行するために必要不可欠なものを購入するのに必要な経費とする。

(11) 登録料について

①登録料とは，別表に掲げる資格を新規に登録するために必要な経費とする。

5 補助金の額

(1) 養成事業

補助対象経費の2分の1以内で，1人について5万円を限度とする。

(2) 派遣事業

補助対象経費の2分の1以内で，1人につき10万円を限度とする。

(3) 上記の補助対象経費の2分の1が，限度額の範囲内において，100円未満の端数が生じた場合には，切り捨てとし，切り捨て後の金額を，補助金の確定額とする。

6 講習会の指定申請

補助金の交付を受けようとする者は，原則として，対象資格の取得の

ために受講を必要とする講習会および講座（以下「講習会」という。）の受講開始前に、別記第1号様式「スポーツ・レクリエーション指導者育成事業受講対象講習会指定申請書」に、講習会の開催要項等、講習会の具体的な内容について記載された書類を添えて市長に申請し、講習会の指定を受けなければならない。

なお、平成27年3月31日以前に、講習会の受講を開始し、当該講習会受講について申し出があった者については、平成27年4月1日付けの講習会の指定申請および決定により、講習会の受講開始前に講習会の指定申請があったものとみなすことができる。

7 講習会の指定通知

市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、別記第2号様式「スポーツ・レクリエーション指導者育成事業受講対象講習会指定通知書」（以下「講習会指定通知書」という。）により、当該申請をした者に通知するものとする。

8 補助金交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、対象資格の取得を証明する証書（以下「認定証」という。）を受領した日から30日以内に、別記第3号様式「スポーツ・レクリエーション指導者育成事業補助金交付申請書」および第4号様式「補助対象経費支出内訳」に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 認定証の写し
- (2) 講習会指定通知書の写し
- (3) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる領収書等の写し

9 交付決定の通知

市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、別記第5号様式「スポーツ・レクリエーション指導者育成事業補助金交付決定通知書」により通知するものとする。

別表

資格の名称	養成団体	養成・派遣の別	
		養成	派遣
スタートコーチ	日本スポーツ協会	○	
コーチングアシスタント	日本スポーツ協会	○	
ジュニアスポーツ指導員	日本スポーツ協会	○	
競技別指導者（コーチ1）	日本スポーツ協会	○	
競技別指導者（コーチ2～4）	日本スポーツ協会		○
スポーツドクター	日本スポーツ協会		○
アスレティックトレーナー	日本スポーツ協会		○
スポーツプログラマー	日本スポーツ協会		○
アシスタントマネジャー	日本スポーツ協会	○	
スポーツクラブマネージャー	日本スポーツクラブ協会	○	
クラブマネジャー	日本スポーツ協会		○
上級スポーツクラブマネージャー	日本スポーツクラブ協会		○
スポーツ少年団指導者（認定員，認定育成員）	日本スポーツ協会	○	
体力テスト員（判定員，指導員）	日本スポーツ協会	○	
トレーニング指導士	日本体育施設協会	○	
パラスポーツ指導員（初級）	日本パラスポーツ協会	○	
パラスポーツ指導員（中級・上級）	日本パラスポーツ協会		○
パラスポーツコーチ	日本パラスポーツ協会		○
パラスポーツ医	日本パラスポーツ協会		○
パラスポーツトレーナー	日本パラスポーツ協会		○
レクリエーションコーディネーター	日本レクリエーション協会	○	
認定スポーツ医	日本整形外科学会		○
健康スポーツ医	日本医師会		○

別紙3 総合型地域スポーツクラブ育成支援事業

地域に根づいた生涯スポーツの振興を図るため、総合型地域スポーツクラブ（以下「スポーツクラブ」という。）に対し、その活動に要する経費の一部を補助するものとする。補助対象団体等は、以下のとおりとする。

1 補助対象団体

補助金を交付するスポーツクラブは、市内で活動する地域住民等が主観的に運営する非営利団体（法人格の有無を問わない。）であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）地域住民のための公共的な設立目的があり、地域の誰もが参加できること。
- （2）複数のスポーツ活動を行っていること。
- （3）子どもから高齢者までの多世代の会員で構成され、会員個々の技術・技能に応じて活動していること。
- （4）活動の拠点となる施設があり、定期的・継続的なスポーツ活動等を行っていること。
- （5）専門の指導者による指導が行われていること。
- （6）クラブの運営が会員の会費等により自主的に行われていること。

2 補助対象経費

スポーツクラブの活動に要する経費のうち諸謝金、旅費、使用料及び賃借料、印刷製本費、消耗品費、備品購入費、通信運搬費、保険料のほか、その他必要と認められる経費とする。

3 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1年度につき10万円を限度とする。

4 補助の期間

補助事業の開始年度から継続して5年間を限度とする。

別紙4 スポーツ合宿誘致推進事業

函館市におけるスポーツ合宿の誘致を推進し、もって本市のスポーツ振興を図るため、市内でスポーツ合宿を実施する団体の合宿に要する経費を補助するものとする。補助対象事業等は以下のとおりとする。

1 補助対象事業

補助金を交付する事業は、市外に所在する市区町村体育・スポーツ協会の加盟団体もしくは当該団体に登録のある団体または市外に所在する法人もしくは学校の運動部またはこれらに類するスポーツ団体（以下「合宿団体」という。）が行うスポーツ合宿（以下「合宿」という。）で、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 合宿が市内で開催されるもので、市内の宿泊施設を利用していること。
ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を得た宿泊施設であること。
- (2) 1回の合宿において実宿泊数が2泊以上かつ延べ宿泊人数（合宿の参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。）が30人以上であること。
- (3) 合宿団体は、合宿期間中に市内の競技団体等との交流試合または講習会等の交流事業を行うこと。
- (4) 合宿が営利を目的としないものであること。

2 補助対象団体

合宿団体とする。

3 補助対象経費

合宿団体の選手、顧問、部長、監督、コーチおよびマネージャー等の宿泊料とする。

4 補助金の額

合宿に参加する選手、顧問、部長、監督、コーチおよびマネージャー等が市内に連続して宿泊した延べ宿泊人数に2,000円（簡易宿泊施設利用の場合は500円）を乗じて得た金額。ただし、予算の範囲内で10万円を限度とする。

5 補助対象範囲

- (1) 1回の合宿が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該合宿の最終日の属する年度とする。この場合において延べ宿泊人数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊人数とする。
- (2) 複数の合宿団体が合同で同一の合宿を行う場合は、1合宿団体とみなす。
- (3) 補助金の交付は同一年度において、1合宿団体1回までとする。

6 合宿の指定申請

補助金の交付を受けようとする者は、原則として、合宿の開始前に、別記第6号様式「スポーツ合宿誘致推進事業対象スポーツ合宿指定申請書」に、合宿の開催要項等の具体的な内容について記載された書類を添えて市長に申請し、合宿の指定を受けなければならない。

7 合宿の指定通知

市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、別記第7号様式「スポーツ合宿誘致推進事業対象スポーツ合宿指定通知書」により、当該申請をした者に通知するものとする。

8 補助金交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、指定を受けた合宿期間終了から30日以内に、別記第8号様式「スポーツ合宿誘致推進事業補助金交付申請書」に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 合宿指定通知書の写し
- (2) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる領収書等の写し

9 交付決定の通知

市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、別記第9号様式「スポーツ合宿誘致推進事業補助金交付決定通知書」により通知するものとする。

10 令和5年度から令和6年度にわたり実施される合宿の取扱い

補助対象年度が令和6年度である合宿については、令和6年4月1日施行の要綱を適用するものとする。